

ハイライト:

- ・減価償却方法の選択・届出にご注意を
- ・厚生年金保険料率がアップします
- ・定款の見直しはお済みですか？

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
減価償却方法の 選択・届出	1
厚生年金保険料の 変更	2
定款の見直しと活用	2

今年の夏は、連日最高気温の記録更新で、体力的にもつらかったですが、まだまだ残暑が厳しい日々が続いています。夏ばてに気をつけながら、過ごしたいものですね。

第31号では、税制改正のあった減価償却方法の実務上の対応、厚生年金保険料の変更、定款の見直しとその活用方法について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

減価償却方法の選択・届出

前号でも取り上げましたが、平成19年度の税制改正の目玉として、①新規取得資産の償却方法、②既存資産の償却方法が変更されました。

①は、平成19年4月1日以後取得した資産は、耐用年数経過時点に残存簿価1円まで償却できることとなり、毎期の償却費に関しても新たな償却率に従って計算することになります。従前の償却額と比べると改正後の償却方法による償却額の方が金額が大きくなります。

②は、既に償却可能限度額に達している資産は、平成19年4月1日以後開始事業年度から5年間で、備忘価額1円を残して残存簿価を均等償却できることになります。また、まだ償却可能限度額まで達していない償却資産については、改正前の償却計算をそのまま継続して行い、償却可能限度額まで達した事業年度の翌事業年度から5年間で備忘価額1円を残して均等償却できるとされています。

上記の税制改正にあわせて償却方法を変更した場合には、会計方針の変更に該当しますので、計算書類の個別注記表においては、「会計方針の変更」として記載することになります。

さて、このような税制改正が行われた場合、選定できる償却方法は改正の前後で異なるのでしょうか？

資産の種類	平成19年3月31日以前取得資産	平成19年4月1日以後取得資産
建物	旧定額法、旧定率法 (H10.3.31以前取得分)	定額法 (法定償却方法)
建物附属設備及び減価償却資産	旧定額法 旧定率法 (法定償却方法)	定額法 定率法 (法定償却方法)

今回の法定改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、新たな償却方法の中から選定を行うこととなります。一方平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、改正前から採用している償却方法を原則として継続適用することとなります。

平成19年4月1日以後に取得した償却資産に、旧定額法→定額法、旧定率法→定率法を適用する場合や前ページの表に記載した法定償却方法を適用する場合には、特に償却方法の届出を行う必要はありません。逆に償却方法を変更しようとするときには、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに変更の理由等を記載した届出書を提出しなければなりません。それ以後の事業年度で変更したい場合には、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに提出します。

今回の改正で定額法・定率法ともに償却率が変わっていますので、減価償却費計算には要注意です！

厚生年金保険料の変更

平成19年9月分から厚生年金保険料の料率が改定されます。平成16年の法律改正により、平成29年9月まで毎年改定されることになっています。今回は一般被保険者の方が現行14.642%→14.996%へと上がります。平成19年10月支給の給料から控除する保険料より変更が必要になりますので、ご注意ください。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



定款の見直しと活用

平成18年5月1日より会社法が施行され、それに併せて定款の見直しが必要な項目も多々あります。今回はその中でも検討しておきたい代表項目をご紹介します。

①株式の譲渡制限規定はありますか？

同族経営会社の場合には、敵対的株主に株式が渡ることを防ぐため、譲渡制限規定を定款に入れた方が望ましいです。規定例としては、「当会社の株式を譲渡により取得するには、〇〇の承認を要する。」。〇〇には、取締役会が設置されていれば「取締役会」、設置されていなければ「株主総会」を入れるのが一般的です。いずれの場合でも「代表取締役」とすることは可能です。

②相続人に株式の売り渡し請求ができるようになりました

株式が相続人の手に渡った場合、相続人の意思に関係なく、定款で定めてあれば会社は売り渡し請求を行うことができます。この規定の効果としては、株式の分散化に歯止めをかけることができます。

③特定の株主からだけ自己株式を取得できるようになりました

株主平等の原則からは外れますが、定款に規定をおけば、特定の株主とだけ自己株式取得契約を結ぶことができます。従って、他の株主からの自己株式取得請求を拒否することができます。ただし、新たに規定するには総株主の同意が必要です。

④譲渡制限会社の場合、役員任期を最長10年に延長できます

①の譲渡制限規定がおかれている会社の場合には、取締役2年、監査役4年の任期を、定款で定めることにより各々10年まで延長することが可能です。また、取締役等に増員規定をおくことができ、この規定を定めておくと役員の任期がずれることを防ぐことができます。(例:取締役A、B、Cの就任が平成18年5月、新たな取締役Dの就任が平成19年5月だった場合、取締役Dは取締役A、B、Cと同様に平成20年5月が任期満了となります)

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。